

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

5 上伊地環第244号

令和6年（2024年）7月16日

長野県上伊那地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	○
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社クリエイト 代表取締役 羽生 和正 長野県駒ヶ根市赤穂16498番地3	
申請の区分（Ⅰ）	産業廃棄物処理施設の設置許可	
条例第37条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県駒ヶ根市赤穂16498番1
	②廃棄物の処理施設の種類	がれき類の破砕施設
	③処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
	④廃棄物の処理施設の処理能力	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 243.00t/日（30.3761t/h：8時間） がれき類 299.71t/日（37.4638t/h：8時間）
申請の区分（Ⅱ）	産業廃棄物処分業の変更許可	
条例第37条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県駒ヶ根市赤穂16498番1
	②廃棄物の処理施設の種類	がれき類の破砕施設
	③処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。

④廃棄物の処理施設の処理能力	<p>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 243.00t/日（30.3761t/h：8時間） がれき類 299.71t/日（37.4638t/h：8時間）</p>	
⑤変更の概要（変更許可等の場合）	<p style="text-align: center;">新</p> <p>・破砕する産業廃棄物 廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、<u>がれき類</u> （廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。）</p> <p>以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</p>	<p style="text-align: center;">旧</p> <p>・破砕する産業廃棄物 廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず</p> <p>（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。）</p> <p>以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</p>
⑥周辺地域の範囲及びその根拠	<p>（範囲） 駒ヶ根市南割区、福岡区大徳原常会 （根拠） 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1（5）</p>	
⑦関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	<p>（範囲） 駒ヶ根市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 （根拠） 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号</p>	
⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	<p>（日時） 南割区 令和6年3月30日（土）午後5時から 福岡区大徳原常会 令和6年3月31日（日）午後5時から （場所） 駒ヶ根市赤穂14698番地3 株式会社クリエイト 会議室</p>	
⑨事業計画概要書（事業計画概要説明会終了報告書）の縦覧場所、期間及び時間	<p>（場所） 長野県上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課 （期間） 令和6年7月17日（水）～ 7月30日（火） （土日・祝日その他の県の休日を除く。） 午前8時30分～午後5時</p>	

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第37条	○第36条第1項の関係市町村長 ○第36条第1項の関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	15号	提出期限 令和6年7月30日(火) 提出先 〒396-8666 伊那市荒井3497番地 長野県上伊那地域振興局環境・廃棄物対策課

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類はいずれも日本産業規格A列4番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。